

有効期間10年（令和16年12月31日まで）

令和6年7月1日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 監 察 官 室 ）

賞揚金の取扱いについて（通達）

賞揚金に関する訓令（昭和44年警察庁訓令第5号）に基づく取扱いについては、「賞揚金の取扱いについて」（昭和45年3月6日広監第77号）により運用しているところであるが、この度、所要の見直しを行い、令和6年7月1日から次のとおり取り扱うこととしたので、賞揚金の趣旨を部下職員に周知させるとともに、適切に運用されたい。

1 制度の趣旨

賞揚金については、職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況の下で当該職員がその職務を遂行した場合において、警察庁長官が、当該職務遂行における多大の労苦をねぎらい、かつ、当該職員を賞揚する必要があると認めるときに、当該職員に対し、賞揚金を授与し、もって警察職員の士気の高揚を図るものである。

2 賞揚金の授与の基準

前1の職員の生命又は身体に危険が及ぶおそれのある状況は、次のとおりである。

- (1) 犯人を逮捕・制圧しようとする場合で、当該犯人が拳銃、刃物その他の凶器（用法上の凶器を含む。）を人に向けて使用しているとき又は使用する高度のおそれのあるとき。
- (2) 犯人を逮捕・制圧しようとする場合で、当該犯人が拳銃、刃物その他の凶器を把持しているとき。
- (3) 遭難現場、火災・水難現場、治安・雑踏・災害警備現場等において、職務を遂行すれば受傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 上記に掲げるもののほか、客観的な状況から判断して、職務を遂行すれば受傷するおそれがあると認められるとき。

3 事務手続き

(1) 発生報告

所属長は、前2の賞揚金の授与の基準に該当する事案（以下「賞揚金授与事案」という。）が発生した場合は、別記様式第1号の賞揚金授与事案発生報告書により、当該事案を主管する警察本部の課長（以下「主管課長」という。）及び監察官室長

を經由して、警察本部長に即報すること。

(2) 賞揚金授与の事前照会

前(1)で賞揚金授与事案の発生を認知した監察官室長は、警察庁長官官房人事課に対し、賞揚金授与の該当について照会を行い、賞揚金の授与を検討する旨の回答を受けた場合は、主管課長に対しその旨を連絡する。

(3) 賞揚金授与の申請

監察官室長が、前(2)の照会の結果、賞揚金授与について検討する旨の回答を受けた場合、主管課長は、警察庁における当該事案を担当する所属長（以下「事案担当所属長」という。）に対して、別記様式第2号の賞揚金授与申請書に別記様式第3号の賞揚金授与申請内訳及び別記様式第4号の入院・重傷者等名簿を添付して提出する。

(4) 賞揚金の交付等

ア 主管課長は、事案担当所属長から賞揚金授与の決定に係る通知を受けた場合は、警察本部長に報告するとともに、当該賞揚金授与対象事案に係る所属長に通知する。

イ 警察庁から賞揚金の送金を受けた場合は、監察官室及び関係所属が協議の上、適宜の方法で、対象職員に授与する。

ウ 賞揚金を授与された職員は、速やかに別記様式第5号の領収証を作成し、主管課長を經由して、事案担当所属長に提出する。

なお、入院、重症等の特別な事情により領収書を提出することが困難な場合は、賞揚金を授与した者が、その旨を証明した書面を作成して、これに代えること。

〔 本件担当 表彰係
警 電  〕